

平成24年

かすみがうら市議会第1回定例会会議録 第7号

平成24年3月16日（金曜日）午前10時11分 開 議

出席議員

1番	川村成二君	9番	中根光男君
2番	岡崎勉君	10番	鈴木良道君
3番	山本文雄君	11番	小座野定信君
4番	田谷文子君	12番	矢口龍人君
5番	古橋智樹君	13番	藤井裕一君
6番	小松崎誠君	14番	栗山千勝君
7番	加固豊治君	16番	廣瀬義彰君
8番	佐藤文雄君		

欠席議員

15番 山内庄兵衛君

出席説明者

市長	宮嶋光昭君	環境経済部長	吉藤稔君
副市長	石川眞澄君	土木部長	大川博君
教育長	菅澤庄治君	会計管理者	大塚隆君
市長公室長	島田昌男君	消防長	井坂沢守君
総務部長	山口勝徑君	教育部長	仲川文男君
市民部長	川島祐司君	水道事務所長	川尻芳弘君
保健福祉部長	竹村篤君	農業委員会事務局長	塚本茂君

出席議会事務局職員

議会事務局	局長	土渡良一
〃	局長補佐	君山悟
〃	係長	乾文彦
〃	係長	坂本敏子
〃	主任	杉田正和

議事日程第7号

日程第 1 承認第 1号 専決処分事項の承認を求めることについて
議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について

- 議案第 36 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定
について
- 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、
管理及び処分に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
- 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
- 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定
資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定につい
て
- 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例の制定について
- 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例
の制定について
- 議案第 12 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 13 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 14 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議案第 15 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議案第 16 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 17 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を
廃止する条例の制定について
- 議案第 18 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定に
ついて
- 議案第 19 号 平成 23 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 20 号 平成 23 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3
号）
- 議案第 21 号 平成 23 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2 号）
- 議案第 22 号 平成 23 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5
号）
- 議案第 23 号 平成 23 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算
（第 5 号）

- 議案第 24 号 平成 23 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
 議案第 25 号 平成 23 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
 日程第 2 議案第 26 号 平成 24 年度かすみがうら市一般会計予算
 日程第 3 議案第 27 号 平成 24 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
 議案第 28 号 平成 24 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
 議案第 29 号 平成 24 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
 議案第 30 号 平成 24 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
 議案第 31 号 平成 24 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
 議案第 37 号 平成 24 年度かすみがうら市水道事業会計予算
 議案第 33 号 市道路線の認定について
 日程第 4 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
 日程第 5 平成 23 年請願第 9 号 「東海第 2 原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書
 日程第 6 請願第 1 号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書
 日程第 7 陳情第 4 号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」
 日程第 8 閉会中の継続審査について
 日程第 9 閉会中の所管事務調査について

1. 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 承認第 1 号 専決処分事項の承認を求めることについて
 議案第 34 号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 議案第 35 号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について
 議案第 36 号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について
 議案第 3 号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
 議案第 4 号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定について
 議案第 5 号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について
 議案第 6 号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 7 号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 8 号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 9 号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 10 号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 議案第 11 号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第 1 2 号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 3 号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 4 号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 5 号 かすみがうら市公民館設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 6 号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 1 7 号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 8 号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定について
- 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度かすみがうら市一般会計補正予算（第 8 号）
- 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 3 号 平成 2 3 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 5 号）
- 議案第 2 4 号 平成 2 3 年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）
- 議案第 2 5 号 平成 2 3 年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 2 議案第 2 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計予算
- 追加日程第 1 発議第 1 号 「議案第 2 6 号 平成 2 4 年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）」
- 日程第 3 議案第 2 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算
- 議案第 2 8 号 平成 2 4 年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 2 9 号 平成 2 4 年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算
- 議案第 3 0 号 平成 2 4 年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 3 1 号 平成 2 4 年度かすみがうら市介護保険特別会計予算
- 議案第 3 7 号 平成 2 4 年度かすみがうら市水道事業会計予算
- 議案第 3 3 号 市道路線の認定について
- 日程第 4 推薦第 1 号 農業委員会委員の推薦について
- 追加日程第 2 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮問第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 日程第 5 平成 2 3 年請願第 9 号 「東海第 2 原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書

- 日程第 6 請願第 1 号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書
日程第 7 陳情第 4 号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」
日程第 8 閉会中の継続審査について
日程第 9 閉会中の所管事務調査について
-

開 議 午前10時11分

○議長（小座野定信君）

全員協議会が長引きまして、会議の時間おくれましたことを、代表しましておわびいたします。ただいまの出席議員は15名で、会議の定足数に達しております。

よって、会議は成立いたしました。

なお、山内庄兵衛議員から所用による欠席の届け出がありましたのでご報告いたします。

傍聴人の方に申し上げます。会議において、傍聴人は議事について可否を表明し、または騒ぎ立てることは禁止されておりますので、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布いたしましたとおりであります。

日程第 1 承認第 1 号及び議案第 3 4 号ないし議案第 3 6 号並びに議案第 3 号ないし議案第 2 5 号

○議長（小座野定信君）

日程第 1、承認第 1 号及び議案第 34 号ないし議案第 36 号並びに議案第 3 号ないし議案第 25 号までの 27 件を会議規則第 35 条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。

各常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第 39 条第 1 項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている承認第 1 号、議案第 3 号、第 6 号、第 8 号、第 17 号、第 19 号、第 34 号、第 35 号、第 36 号の 10 議案について、3 月 2 日、5 日、6 日、9 日の 4 日間、会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、承認第 1 号は全会一致で承認すべきものと、議案第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号、第 17 号、第 19 号については全会一致で可決すべきものと決しました。議案第 34 号、第 35 号、第 36 号の 3 議案については異議があり、起立採決の結果、否決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思っております。

なお、委員会審査報告書に記載違いがあったため、議席に正誤表を配布させていただいておりますので、ご了承願います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

3月9日の会議録のうちで、32ページのところがありまして、請願第9号の「東海第2原発の廃炉を求める意見書」の採択に際して、どちらともとれないところもあるので趣旨採択という形ではどうでしょうかということ異議なしという……

○議長（小座野定信君）

佐藤議員、それ議題外ですね。請願はまだです。

ほかにございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第5号、第10号ないし第13号、第15号、第16号、第18号ないし第21号、第24号につきましては、3月2日、5日、7日、8日、9日の5日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第5号、第10号、第13号、第15号、第16号、第18号ないし第21号、第24号については可決すべきものと決しました。

また、議案第11号、議案第12号については否決すべきものと決しました。

なお、議案第19号の委員会審査の一部質疑において、係争中との理由により答弁は控えるとの回答が説明員からありました。この件に対し、議案を提出している以上は答弁義務がある。議会軽視も甚だしい。また、今後も係争中を理由に答弁を控えるという形をとられると、議会の存在価値がなくなるとの意見が出されておりますので、ご報告申し上げます。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第4号、第9号、第14号、第19号、第22号、第23号、第25号について、3月2日、5日、9日の3日間、議題とし、副市長及び各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

主な内容としましては、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（5号）における審査の過程における意見として、土木工事の中でも専門工事業務化が進んでいる現状をかんがみ、事業執行に際してよりの確な技術的判断を行うために、執行部においてはさらなる専門的知識と技術の習得に努められるようにという意見がありましたのでご報告します。

審査の結果等につきましてではありますが、全議案について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、承認第1号 専決処分事項の承認を求めることについての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより承認第1号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は承認であります。

本案は委員長の報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、承認第1号は原案のとおり承認されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

おはようございます。

議案第34号 副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で発言をいたします。

管理職の引き下げについては、前は私は賛成をいたしました。そういう意味では自由であります。今回の副市長給与月額削減の特例条例は、市職員の給与削減条例と連動しております。そういう意味では私は今回は反対の立場としたいと思います。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

私は、議案第34号 副市長の給与月額の特例に関する条例の制定に対しまして反対の立場から討論をいたします。

副市長の職務とは市長にかわって業務の詳細について検討を行ったり、政策の企画立案を行ったりするほか、市長の委任を受けた事案についての決定や処理を行う職務であります。さらには、市長に事故があったり、欠けたりしたとき、その職務を代理するという重要な職務であります。議員諸公もご存じのように、石川副市長は宮嶋市長の強い要請により茨城県から派遣されたという経緯もあり、議会としましてはこの経緯を注視する必要があります。また、提案理由は政治的な立場である国務大臣等の特別職についても給与の10%減が実施されるとの理由であります。この点については準ずる根拠もなく、さらには副市長は選挙により選出されたという政治的な立場ではありません。

一方、市の財政は至って健全財政であり、平成23年度の繰越金も十分あることは常任委員会の審査においても明らかとなっております。

さらに、副市長は市長を補佐し、その補助機関たる職員の担任する事務を監督する特別職の地方公務員でもあります。つまり、かすみがうら市特別職報酬審議会に諮問する等の手続を踏むことは当然自明の理であります。しかし、その特別職報酬審議会ですら休眠状態にあり、条例に対する規範性の欠如といっても過言ではありません。

我々議会といたしましては、災害対策や災害復興に当たる重要な時期であることを踏まえ、石川副市長におかれましては、これまでの経験を十分生かし、かすみがうら市のために全力を注いでいただくことを心から期待するものであります。

これらの幾つかの理由により、副市長の給与月額の特例に関する条例の制定の提案について、反対するものであります。議員諸公におかれましては、これらの趣旨をご理解いただきまして、

ご賛同いただきますよう心よりお願い申し上げます。反対討論とさせていただきます。
以上です。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第34号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第34号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論の2件について、順次、発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

前回、教育長の10%カットについては賛成をいたしました。しかし、今回は突然職員給与の10%カットと同じく、同時にこの引き下げ案が出てまいりました。そういう意味で管理職の引き下げは自由であります。今言った理由で私はこの職員給与削減と一緒に議案という立場なので、反対であります。

○議長（小座野定信君）

次に、10番 鈴木良道君。

[10番 鈴木良道君登壇]

○10番（鈴木良道君）

議案第35号 教育委員会教育長の給料月額の特例に関する条例の制定に対し、反対の立場から討論をいたします。

まず第1に、平成23年度の財政は健全であり、平成24年度も同様の状況予測であります。これら裏づけは市からの報告により明らかになっております。また、提案理由は、副市長と同様、国務大臣等の特別職に10%減が実施されるとの理由であります。教育長はこれに準ずる根拠もな

く、さらには政治的な立場でもありません。教育長については教育委員会の事務の執行責任者であり、教育委員会の事務局の事務を統括し、所属の職員を指揮監督することが職務であり、この点からしても政治的な立場での職務でないことは明らかであります。

特に、平成24年度は小・中学校の統合という重要案件があり、教育長はその先頭に立ち、組織をリードしていかなければならない大事な時期でもあります。当然、学力向上や教育振興についても一層のご尽力を心から期待しております。つまり我々が教育長に求めるものは、児童・生徒の健全育成や学力向上に全精力を注がれることを望んでいるものであります。

また、市特別職報酬等審議会の設置趣旨は第三者機関の意見を聞くことにより、その一層の公正を期すことであり、これらを踏まえ、平成22年8月31日の茨城新聞において、報酬審議会に諮問する等の手続を踏むべきと批判する声も掲載された経緯もあり、これらの手続を踏むことが提案者に求められる責務ではないでしょうか。

これらの点から、教育長の給料月額の特例に関する条例の制定の提案に対し、反対するものがあります。議員諸公におかれましては、これまでの審査過程を踏まえ、ご賛同いただきますよう、心からお願い申し上げます、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第35号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第35号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。が、会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論の2件について、順次、発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

日本共産党の志位和夫委員長は、国家公務員の給与を平均7.8%も大幅引き下げる法案が可決されたことについて、3つの問題点を指摘いたしました。

第1は、国民全体の所得低下、内需の縮小、不況の悪循環を加速する引き金を引くという問題です。国家公務員の給与は、地方公務員や独立行政法人の職員など約600万人の給与にも波及し、民間賃金にも影響を及ぼすものになっております。公務と民間の賃下げ競争をもたらし、内需をさらに縮小させ、デフレの悪化を招く。経済を悪化させ、財政破綻をひどくする道だという点であります。さらに、給与の引き下げが消費税増税の地ならしと位置づけられていることでもあります。志位委員長は、労働者全体の賃下げを進めた上に、消費税大増税で実質所得を奪えば、暮らしも経済もめちゃくちゃにすると批判しました。

第2は、二重の意味で憲法に違反しているということでもあります。国家公務員の労働基本権が憲法の定め反して制約されていること、そのもとで代償措置としてつくられた人事院勧告制度さえ無視したものだという点であります。志位委員長は、二重の意味で憲法に違反しており、労働者の人権が幾重にもじゅうりんされることは許しがたい。今、国会がなすべきことは、全面的な労働基本権の回復にこそあると主張いたしました。

第3は、この法案が、民主、自民、公明の密室談合による議員立法として持ち出され、総務委員会ではまともな審議もなく強行されたという問題であります。政府提出の法律を、ともかくも労働者の意見も聞いた上で通したというのではなく、3党だけで議員立法という形で突然国会に持ち込み、労働組合の代表の意見も全く聞かず、まともな審議もなく強行した。内容だけではなく、形式の上でも、絶対に許せない民主主義破壊の暴挙だと強く批判をいたしました。

さらに、日本共産党の塩川鉄也議員は3月1日の衆院総務委員会で、前日に成立した国家公務員の賃下げ法に関して、地方公務員や民間労働者に波及させることがあってはならないとただしました。川端達夫総務相は、地方公共団体に要請や強制は考えていない。地方財政計画では、賃下げ法と同様の措置を一律に実施することを前提に、給与関係経費を計上することは考えていないと答えました。塩川氏は、全国知事会が、地方公務員の給与は、国家公務員給与削減後の額を基準とするのは不相当と述べ、中核市市長会は、引き下げを地方交付税に反映することは承服できないと決議していることを紹介いたしました。そして、地方自治体に賃下げを押しつけることは許されないと指摘しました。国家公務員の賃下げが民間労働者の賃下げを招く悪循環から抜け出さなければならないと強調し、義務教育費国庫負担金や保育所運営費国庫負担金を削減すべきではないと主張いたしました。文部科学省の城井崇政務官は、給与引き下げを押しつけないとした総務省と同様の考えだと答弁。厚生労働省の辻泰弘副大臣は、賃下げ法は国家公務員に対する特例措置なので、民間の保育士の積算を準拠させるのは適当でないと答えております。

そういう意味で、今回の措置で市職員給与に与える影響額、これを出してもらいましたが、約2億4000万円が削減されるということでもあります。給与引き下げは職員の生活を圧迫し、民間賃金を下げ、日本だけが給与が下がる国、GDPが下がる国になっている。これ以上下げることは許されないことでもあります。

さらに、地方公務員のこの賃金については、国家公務員の賃下げと連動しない、そういうことでもあります。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

次に、6番 小松崎 誠君。

[6番 小松崎 誠君登壇]

○6番（小松崎 誠君）

私は、議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、反対の立場から討論いたします。

この給与削減は、まず給与条例のみで、一方的な給料の不利益変更が可能かという大きな問題があります。凡例では、就業規則による労働条件の一方的な不利益変更を原則的に認めず、特に賃金の減額は高度の必要性に基づく合理的理由がなければならぬとしています。この考え方は労働条件につき団体交渉をし、労働協約の締結ができる一般職員にはそのまま通用し、給与など主要な勤務条件を条例に定めるとの法定主義をとる一般職員の場合にも尊重されるべきであるというのは、申すまでもありません。

したがって、市長の持っている給与改正権のみを根拠にし、特別の必要性和合理的理由もなく、さらには労使交渉もなく、一方的に給与削減条例を議会に提案したりすることや、議会が安易に可決することは不当の烙印を押されるという覚悟をしなければなりません。つまり給与変更に当たっては、地公法14条の情勢適応の原則の遵守はもちろんのこと、地公法第55条や労働契約法第3条の労働契約の原則を遵守し、職員の給与は職員団体と当局の交渉により、かつ対等の立場における合意によって決めるものであることが、法をつかさどる市長としての責務であります。

しかし、その団体交渉も十分に行っておらず、法を遵守した提案であるとは言いがたいものであると言わざるを得ません。

一方、平成24年度における退職者に伴う人件費の減少分は約2億700万円に上り、平成23、24年度の採用凍結の影響額は約1億3000万円に達しております。つまり人件費総額の減少は、相当の額に上っているのが現実であり、さらにその上、給与改定により約2億4000万円をカットするという提案であることを、我々は改めて再認識する必要があります。つまり、委員会審査にもあるように、市の財政指数は至って健全であり、財政再建を行うなどの根拠もなく、一方的に減額することは到底許されることではありません。

最後に、平成24年2月29日、国家公務員の臨時特例法が成立し、附則において地方公務員の給与については地方公務員法及びこの法律の趣旨を踏まえ、地方公共団体において自主的かつ適切に対応されるものとの文言が付されました。この附則に法的拘束力はないことから、川端総務大臣は、地方公務員の給与は地公法に基づき、自治体の自主的な判断により議会で条例を決める仕組みであり、地方交付税を減額し、強制するものではないとし、自主的な判断にゆだねるべきとの考えを示し、3月1日の茨城新聞で、同大臣は、人件費削減を見越した地方交付税削減の考えがないことを改めて強調した、と報道されております。また、全国知事会は国家公務員と同様の引き下げを地方公共団体に強制することは考えていないという方針の堅持を求め、さらには全日本自治団体労働組合の声明では、この国家公務員の給与削減改正は地方に影響を与えるものではないとの考え方を示しております。このため、より組合との合意形成が必要不可欠となったものと考えます。

あわせて、我が市が過去に市長給与の減額を可決したときの県内市への大きな波紋を与えた経

験も議会としては十分配慮しなければなりません。特に、執行部におかれましては、これらの状況について適切かつ正しく理解され、運営されるよう強く申し添えます。

議員各位におかれましては、法の趣旨を尊重し、かつ議会に求められる責任を果たすという信念に立ってご賛同いただけるよう心からお願いし、反対討論とさせていただきます。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

4番 田谷文子君。

[4番 田谷文子君登壇]

○4番（田谷文子君）

議案第36号 かすみがうら市職員の給与の改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場から申し上げたいと存じます。

職員の給与7.8%引き下げの議案に対しましては、職員給与の国家公務員並みの引き下げ案につきまして、賛成の立場から申し上げます。

既に、皆様方ご承知のとおり、国会において与党のみならず、自民党も公明党も合意の上で決定の方向になっております。地方は独自に決めればよいということで、特に地方に対しては国は強制しておりません。したがって、かすみがうら市はかすみがうら市の立場に立って決定すればよいというのが一応の建前になっております。しかしながら、地方財政もかなり逼迫しているのはいずこも同じで、ほぼ同様であります。今日、市長、議員のみならず一般公務員に至るまで、身を削る努力をしなければ住民にとって今必要な福祉や教育、さらには急を要する災害対策まで、その財源を確保することは容易ではありません。したがって、どこの県、市町村等地方公共団体においては、遅かれ早かれ国に準じた給与の引き下げがやむを得ないこととして実施されることは確実であります。

こういう背景のもとで、当かすみがうら市の人件費比率は、県内においてもかなり高い水準になっていることは周知のことです。すなわちこのような状況にある当かすみがうら市は、他に先駆けて人件費の抑制に努め、健全な財政状況を回復し、住民福祉の増進に寄与すべきことは、住民の総意であるといっても過言ではありません。

したがって、このたびの一般職員に対する給与の引き下げについては、これこそ市の財政運営を担う責任を有する市長が提案するのは当然のことです。市民の負託によって議員になった私どもも市民の立場に立ってこれを速やかに可決することが、与えられた責任を全うするという意味においても重要であります。

以上のことから、当該懸案につきまして賛成の意見を表明するものであります。何とぞ議員諸兄のご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上で賛成の立場からの討論を終わります。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

12番 矢口龍人君。

[12番 矢口龍人君登壇]

○12番（矢口龍人君）

私は、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場で討論をいたします。

本議案はこのたび公布された国家公務員の給与の改定並びに臨時特例に関する法律に準じた措置と同様であり、同法律では地方公共団体においては自主的かつ適切に対応するとされております。2月7日に行われた岡田克也副総理の記者会見によると、地方に行くお金も聖域化することがあってはならないと、地方にも人件費の削減への努力を求める考えを示しております。かすみがうら市の債務残高は現在340億円であり、また、市は学校の耐震化工事など最も優先しなければならない重要課題事業を抱えており、人件費等を削減すると同時に各種補助金の見直し等を実施し、財源としなければなりません。反対者の主義主張も、それはそれで多少は理解できますが、民間はまだまだこのデフレ不況から抜け出しているわけではないですよ。一部の勝ち組企業を除けば、倒産やリストラを余儀なくされているのが現実であります。国は国家公務員の給与を引き下げ、このたびの東日本大震災復興の財源としていますが、市は、先ほど申し上げたとおり重要課題・事業を抱えており、広く財源としなければならないということをご理解いただきたい。

以上のような判断に従って、議案第36号 かすみがうら市職員の給与改定及び臨時特例に関する条例の制定について、賛成の立場から討論といたします。議員諸公のご賛同をよろしく願いいたします。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第36号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決でありますので、原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第36号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第3号 かすみがうら市東日本大震災復興まちづくり支援事業基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第3号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第4号 かすみがうら市墓地等の経営許可等に関する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第4号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第5号 かすみがうら市立保育所運営事業者選考委員会条例の制定について、反対の立場で討論をします。

この条例では、対象となる運営事業者を社会福祉法人とし、選考委員については公募せず、市長が適当と認める者となっております。任期は1年となっておりますので、選考は来年度中に決定することになります。したがって、さくら保育所の民営化は平成25年度から実施する方向にな

っているのではないのでしょうか。

児童福祉法第24条は、「児童の保育に欠けるところがある場合において、保護者から申し込みがあったときは、それらの児童を保育所において保育しなければならない」とあり、原則として地方自治体は公的保育を保障しなければなりません。私はこの立場から保育所の民営化には反対であります。

特に、国が公的保育を放棄し民営化を強めておりますが、これをさらに一層推進し、市町村の保育の実施義務をなくす、子ども・子育て新システムを押しつけようとしております。このような状況下で、保育所の民営化を推進することは、本来の自治体の役割（保育の義務）を果たすことはできなくなります。したがって、私は事業者選考委員会条例制定には賛成できません。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第5号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第6号 かすみがうら市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第6号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第6号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第7号 かすみがうら市税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論をいたします。

この条例改正には個人市民税の税率の特例等について、均等割500円を平成26年から35年の10年間増税する、いわゆる復興税と言われるものであります。県民税も同様に500円増税するとしていますので、合わせて1,000円の増税となります。

日本共産党の塩川鉄也衆議院議員は、昨年11月22日、衆議院総務委員会で、復興財源として個人住民税の均等割を引き上げることについて、低所得者や被災者までに負担を求めるやり方は許されないとただしました。総務省は、試算として就業者6,282万人のうち均等割の納税義務者が5,936万人、非納税義務者346万人と説明。塩川氏は、圧倒的多数が課税される。所得税も払えない低所得者にも負担を求めるやり方はおかしいと指摘をいたしました。そして、年収100万円程度の人からも取り立てることについて批判をいたしました。引き上げは被災者も対象となるとし、被災者に負担増を押しつけることが復興につながるかと強調。川端総務相は、自治体が減免することもできるとしたのに対し、塩川氏は、減収分は補てんされるのかと質問しましたが、総務相はそういう方向でやりたいと述べるだけで、担保はないことを認めました。塩川氏は、財源というなら証券優遇税制による配当割や株式等譲渡所得割の軽減をやめるべきだと主張。川端総務相は、軽減税率を本則に戻せば年ベースで1,000億円の増収となる試算を示しました。塩川氏は、10年間で1兆円の増収となる。庶民に増税を押しつけるのではなく、大企業、大資産家減税を見直して復興財源に充てるべきだと求めました。

特に、茨城県も被災県であります。住民生活がマイナスになっている中での増税は問題であります。当市の均等割の納税義務者数は2万700人と報告されました。年収93万円以上の市民から取り立てることになります。年間1,000万円の増税であり、10年間で1億円、県税と合わせると2億円の増税であります。

日本共産党は、庶民に増税を押しつけるのではなく、大企業、大資産家減税を見直して復興財源に充てるべきだとの立場から、この条例改正には反対であります。

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第7号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第8号 かすみがうら市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第8号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第9号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第9号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第10号 かすみがうら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第10号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第10号は原案のとおり可決されました。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

1番 川村成二君。

○1番（川村成二君）

この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、さきに報告があったように、3月9日に文教厚生委員会の審査結果が報告されております。その後、土浦市議会に同制度の改正の提案がなされ、審議中と

の情報を3月12日に得たところであります。当然、土浦市とかすみがうら市では、これまでの運営実態や制度内容、さらには予算の執行状況も異なります。しかし、隣接市において同種の提案がなされていることを踏まえ、本市としてもこれらの内容の精査や比較検討も含め、再度検証することが、より十分な審査となるとの理由により、会議規則第46条の規定により、文教厚生委員会委員5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これを再付託されんことを望みます。

以上です。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ただいま、1番 川村成二君から、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文教厚生委員会5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これに再付託されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、よって、議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定については、文教厚生委員会5名及び総務委員会2名、産業建設委員会2名の計9名の委員をもって構成するマル福制度の改正を検証するための特別委員会を設置の上、これに再付託されたいとの動議は可決されました。

ただいまの動議の可決により設置されましたマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員の選任については、これより総務委員会、産業建設委員会を開き、各2名の委員を選出してください。

総務委員会は増築棟2階第6会議室、産業建設委員会は増築棟2階第5会議室でそれぞれ委員会を開いてください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時07分

再 開 午前11時21分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

○議長（小座野定信君）

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、廣瀬義彰君、栗山千勝君、藤井裕一君、中根光男君、佐藤文雄君、小松崎 誠

君、古橋智樹君、田谷文子君、川村成二君、以上9名を指名いたします。

それでは、直ちにマル福制度改正を検証するための特別委員会を、増築棟2階第5会議室で開き、正副委員長の互選を行ってください。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時22分

再 開 午前11時39分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして再開いたします。

○議長（小座野定信君）

諸般の報告を行います。

休憩中にマル福制度の改正を検証するための特別委員会において、正副委員会の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、ご報告いたします。

マル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長に古橋智樹君、副委員長に小松崎 誠君。以上のとおり選出されましたので、報告いたします。

また、ただいま付託しました議案第11号 かすみがうら市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査については、同委員会から閉会中の継続審査申出書が提出されましたので、申し添えます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。会議規則第51条の規定により、通告のあった反対討論2件について順次発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行います。

事業仕分けや補助金審議会の意見等を受けて当該部で検討中でありましたが、見切り発車ということで、敬老祝金給付のカットを市長から2月1日に指示されたと報告がありました。敬老という趣旨でこれまで出していたささやかな祝い金、他市の例を倣い削るというのではなく、先進的な例として誇るべく施策として継続すべきではないでしょうか。市長はこれを老・若、いわゆる高齢者と若者の所得の再配分と述べていますが、圧倒的多くの高齢者は少ない年金で暮らしているのが現実であります。本当に長寿を祝う心があるのか疑うところでもあります。

私は、この敬老祝金削減は、長寿を迎えた方へのささやかな楽しみを奪うものであり、反対で

あります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、1番 川村成二君。

[1番 川村成二君登壇]

○1番（川村成二君）

私は、議案第12号 かすみがうら市敬老祝金給付条例の一部を改正する条例の制定に対し、反対の立場から討論いたします。

敬老とは老人を敬うことであります。これらの趣旨を踏まえ、県内各市では長寿を祝福するとともに長年にわたり社会に貢献された人々に対して、敬愛の精神と高齢者みずからの生活意欲の向上を目的として実施している事業であります。

ある作家が、時代が変わっても人々から敬老の精神が失われることはない。もちろんそれは教育の影響がある。だが、それだけではない。恐らくそれは本能的なものに根差すのだ。自然界の中で人はこうかつで余り性格がよい動物ではないが、敬老の精神は人間の数少ないすぐれた性質の一つとあってよい。敬老の精神が相手を重んじる行動をはぐくみ、暴力を防止することにつながっているのではないかと述べております。

確かに合理化も場合によっては必要であります。我々にしても、執行部の皆さんにしても、先人の努力のたまものにより、こうして社会が築かれてきたのではないのでしょうか。この日本人のだれもが持ち合わせている心を復興元年の今こそ大事にすべきであることを申し上げ、最後に77歳と99歳の方々に多少なりとも予算が残されなかったことを残念に思っております。議員諸公におかれましても、これらの趣旨を勸案され、ご賛同いただけますよう心よりお願い申し上げ、反対討論といたします。

(拍手する者あり)

○議長（小座野定信君）

静粛に願います。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第12号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立少数であります。

よって、議案第12号は否決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第13号 かすみがうら市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、第4期介護保険料の標準月額4,000円を第5期で4,900円とする引き上げの条例改正案であります。私は、引き上げを避けるため県の財政安定化基金及び当市の介護給付費準備基金の全額を取り崩すよう要請、それでも足りないなら、一般財源からの繰り入れ補てんすることを求めてまいりました。

市当局は、介護保険準備基金1億円の取り崩しを加え、厚労省のワークシートに基づいて算定した結果だとしております。それによって200円程度引き下がったといいますが、算定についてどうしても納得がいきません。

本来、地域支援事業は要介護認定が非該当の人を対象とする介護予防サービス事業で、市区町村が運営主体となって支援をします。その目的は、地域住民が要介護・要支援状態になるのを予防することにあります。ですから、介護給付費の算定に加えるべきではありません。それによって100円分は引き下がります。さらに、市町村特別給付費については、第1号被保険者の保険料で賄うこととなっておりますが、この特別給付費は紙おむつ支給、移送サービス、配食サービス、寝具乾燥サービスなど市町村が独自に行う介護サービスです。これを一般財源から補てんすれば、さらに100円引き下がり、4,700円となる計算になります。

この点を留保しても、年金者の暮らしを考えれば、22%を超える引き上げは到底認めることはできません。保険給付費額についても厚労省のワークシートによって算定したとしておりますが、第4期の実績と比較して23%増と過大になっております。

また、保険料の段階についてであります。当市は現在9段階であります。八王子市は11段階、これを12段階にして応能によって被保険者の負担能力に応じたきめ細かな保険料設定を行うとしております。負担能力に応じたきめ細かな保険料の設定もあわせて提案すべきではなかったかと考えます。

今回の引き上げについては、1号被保険者の保険料負担割合を国が4期では20%だったのを、第5期では21%にしたことが審議を通じてわかりました。介護保険制度自体に問題があるということでもあります。介護保険を持続可能な制度とするには、公費負担の拡充が必要であります。保険料算定について問題点を指摘し、積算では食い違いがありますが、私は引き上げを避けるため、一般財源からの繰り入れをすべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第13号の採決を行います。

異議があるため起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第14号 かすみがうら市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第14号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第14号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第15号 かすみがうら市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第15号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第15号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第16号 かすみがうら市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第16号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第17号 かすみがうら市庁舎建設基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第17号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第17号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第18号 かすみがうら市青少年問題協議会設置条例を廃止する条例の制定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第18号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第19号 平成23年度かすみがうら市一般会計補正予算（第8号）、反対の立場で討論をいたします。

私は、地方債の補正の石岡地方斎場整備事業について、合併特例債の活用には反対の立場であります。一部事務組合である石岡地方斎場組合が独自に起債を行い、それを負担金として当該市に請求すべきであり、合併と何ら関係ないにもかかわらず合併特例債を財源とすることは問題であります。

また、今回の補正予算には、東日本大震災復興まちづくり基金積立金として2億6575万9000円という多額のお金が積み立てられております。私は何度となく、一部損壊家屋の被災者へ直接支援策を求めてまいりましたが、これだけの金額を積み立てるのではなく、その一部を取り崩して、一部損壊家屋の修繕費補助金など被災者に直接支援すべきではないかと考えます。

以上、反対の討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第19号の採決を行います。

異議があるため起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第20号 平成23年度かすみがうら市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第20号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第20号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第21号 平成23年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第21号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第21号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

昼食休憩に入りたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。再開は午後1時30分から再開いたします。暫時休憩します。

休 憩 午前11時59分

再 開 午後 1時29分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

次いで、議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第22号 平成23年度かすみがうら市下水道事業特別会計補正予算（第5号）、反対の討論を行います。

特定環境保全公共下水道整備事業5,295万円、この繰越明許費について、3月2日の本会議で

説明を求めましたが、納得できる答弁ではありませんでした。その後、詳細な説明を受けましたが、はっきりしたことは、工事の発注がおくれたことが大きな原因であるということが明らかになりました。同規模の工事を昨年度は既に9月13日に発注し、工期を9月14日から翌年の3月25日としております。それが今回は11月16日に入札でしたが、結果は不調となり、さらにおくれて11月29日に再入札し、12月6日に契約。下水道課は昨年の工事实績を考えると、年度内の完了は可能と判断したと言います。しかし、このような一例の事業の工程を考えること自体問題であります。根底にあるのは、何が何でも年度内に工事を発注しなければならないということが先行していたと思います。したがって、この繰越明許費については認めることはできません。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第22号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第23号 平成23年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計補正予算（第5号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第23号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第23号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第24号 平成23年度かすみがうら市介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第24号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第24号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第25号 平成23年度かすみがうら市水道事業会計補正予算（第2号）の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第25号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第25号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算

○議長（小座野定信君）

日程第2、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算を議題といたします。
ただいまの議題につきましては、各常任委員会にそれぞれ付託をしております。
各常任委員会委員長の報告を求めます。
初めに、総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第26号について、3月2日、6日、9日に会議を開催し、各担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第26号については全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の経過並びに概要については、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第26号につきましては、3月2日、5日、6日、7日、8日、9日の6日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第26号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思ひます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第26号について、3月2日、6日、9日の3日間、議題とし、副市長及び各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

議案第26号の審査の経過において、特に強く指摘された意見が2つありました。

1つは、繰越明許の関係で、この件については当委員会の中で昨年も指摘しております。繰り返されないためにも、事業を早く発注し、工事完了するように努める。さらに、契約している以上、契約の責任をとるようにすること。

2つ目は、石岡斎場の関係で、予算を出す以上は議会に予算根拠を明確に説明する義務がある。以上、2点についてであります。

執行部においては、これらの意見はもとより、審査の過程でありましたその他の発言についても十分に留意されるとともに、委員会の意見も踏まえて、なお一層効率的な市政運営に努められるよう求めます。

審査の結果等についてであります。全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもちまして、産業建設委員会の委員長報告といたします。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、石岡斎場の件で附帯意見が出ておりました。私も会議録を見まして、3月9日のところで、非常に疑問に思ったんですけども、第1期工事と第2期工事に分けるということで、私自身は約1割、3,294平米に対して377平米減ということなものですから、全体が7基プラス1基、これを6基にする。そして、待合室を6室から4室にする。そういう意味では、全体がこの火葬炉等と待合室等が縮まるのかなというふうに思っていたんですけども、これが、この説明ですと、その1プラススペース分、これは切り取るみたいな形、そして同じように待合室については6室のところを4室で、2室のところは切り取る。全体の骨格は変えないんだというふうに書いてあるんですけども、これはいわゆるようかんを切ったみたいな形でつくるという中身というふうに理解するんですけども、この点についてかなりの審議をされていると思いますので、もし、説明できましたら、お願いできますでしょうか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

ご質問の内容なんですけれども、おっしゃるとおりでありまして、当初の計画はそのまま変え

ずに、その377平米分を削減すると、その部分に関して、雨水周りとかそういう関係の、要するに1,500万近い設計変更費というのをそこに充てるといような説明で、それ以上の詳しい説明は組合の議会のほうでもないという話ですし、今回の委員会の審議の中でもありませんでした。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

そうすると、今の形は全体の形は変わらなくて、待合室の棟はようかんを切ったみたいに切り取る。そしてそれが火葬炉のところについては、1基プラスの部分、2基のスペース部分も切り取るという形で、その切り取った部分についての構造計算とか、そういうものについてのフォローについて設計変更するといような形になるのかなというふうに理解するんですけども、ということは、その後の2期工事については必要なときにはその分をまたフォローするといような形になると、これはいつになるかわからないということでしょうか。

○議長（小座野定信君）

答弁を求めます。

産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

そのとおりだと思います。

○議長（小座野定信君）

そのほか質疑ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算、私は反対の立場で討論をいたします。

住宅リフォーム助成金の継続や、鳥獣の駆除対策としてイノシシ駆除の謝礼金1頭1万円で40万円の予算化、脱原発・東海第二原発再稼働反対の立場から太陽光発電システム建設費の補助制度の創設、また、中学校卒業までの医療費無料化や私立幼稚園児の保護者に対する補助金を増額（1,000円から3,000円）することや、中学校での生徒指導について、生活相談員を設けること及び学校施設等改修・改善について、学校施設の充実や下稲吉小学校など全面改築等、この点について評価はされると思います。

しかし、今回の予算に反対する理由の第1は、市職員給与削減を前提にした予算であるということでもあります。

市長は官民格差を強調し、市長選挙での公約だとしておりますが、本議会での質疑でも明らかにしましたように、人件費総額の削減、いわゆる職員の人件費削減による行政コストの大幅削減については、後援会の資料等で文書化されております。しかし、職員給与の10%カットはどこにも文書化されておられません。私は官民格差を殊さら強調することによって市民と職員を対立させるやり方には反対であります。今、日本に求められているのは、民間会社で働く人々、労働者の賃上げであり、派遣などの低賃金の底上げであります。人々の暮らしと日本を元気づける賃上げではないでしょうか。公務員に倣えと民間の賃金も下げられたら、暮らしも日本も経済はしぼんでしまいます。

第2に、高齢者に冷たい予算となっていることでもあります。

敬老祝い金を事業仕分けや補助金審議会で結論が出ていないにもかかわらず、見切り発車でカットすることや、福祉タクシーについて初乗り料金引き上げに対応する一方で、枚数を48枚から36枚に減らすなど、利用者の立場になって本当に考えているのか疑われます。このようなあめとむちの政策のようなやり方には反対であります。さらに、介護保険料の大幅引き上げに対して何ら対策をとっていないことでもあります。その根底には、市長の、前回も言いましたが、老・若、いわゆる高齢者と若年層における所得の再配分という考えがあるという問題であります。私はこのような高齢者と若年者を対立させるやり方にも反対です。本来の所得の再配分とは、税制や社会保障などを通じて、高所得者から低所得者へ富を移転させることであり、市民を対立関係にすることではありません。

第3に、大型公共事業を見直さない無駄遣い予算だということでもあります。

市道㊦8459号線、加茂から戸崎に向けた改良工事は本来は市で行う事業ではなく、県事業ではないでしょうか。この道路は霞ヶ浦環境センターへのアクセス道路であります。私は、市の財政力に見合った道路整備が求められていると考えます。また、流域関連特定環境保全公共下水道整備事業（加茂処理分区）の継続であります。加えて言えば、これまで縮減されてきた一般単独事業債が来年度は10億円を超す内容となっていることでもあります。これによって一般会計の地方債残高は、平成20年度末が182億4400万との見込み額が、平成24年度末には186億1300万円となり、3億6900万円もふえる結果となります。

第4に、一般職員の削減を強め、民間委託を一層進め、公的役割を縮小していることでもあります。

私は、正職員の抑制については問題であると考えます。市職員総人件費の削減を公約に掲げる市長の方針から出発しているとは思いますが、私は、地方公共団体、自治体の役割は市民の暮らしと命を守ることにあり、それは市民への公的サービスを一層強めていかなければならないことだと考えております。特に、保育所民営化を推進する立場から正職員を臨時職員で対応することは賛成できません。正職員対臨時職員の対比について、平成20年度は62.5対37.5でありました。それが24年度では54.8対45.2であります。また、正規職員によらない保育士や学校介助員、図書司書など臨時雇用の施策について、時給が1,000円未満であり、官製ワーキングプアを生み出していることは問題だと考えます。

さらに、公共施設の管理について、すべて一括で業務委託し、民間にするとしております。本当に公的役割が果たせるのか疑問であります。

以上、4点を反対する理由といたしました。そのほかには石岡地方斎場組合の新斎場建設について、私は石岡市染谷中島山への移転建設の問題点を指摘し、移転建設ではなく、現斎場での改築を求めてきました。現在も係争中で裁判で住民訴訟中ですが、石岡市長である組合管理者は再考することなく、石岡市染谷中島山の買収を強行し、5万8000平米という広大な共有地を平米当たり3,700円という高額な価格で買い取りました。宮嶋市長の粘り腰で縮小されたとはしておりますが、不確定な点が多分に残されていることがわかりました。私は今でも最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならないという地方自治法第2条14号に違反する行為だと考えております。加えて、その建設負担の財源を合併特例債に求めることは、均衡ある発展という趣旨にも反するものであります。

また、向原土地地区画整理事業にかかわる債務負担行為について、私は絶対に認めることはできません。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第26号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

休 憩 午後 1時54分

再 開 午後 2時08分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

ただいま9番 中根光男君外7名の諸君から議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号を直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いいたします。

[議案配布]

**追加日程第1 発議第1号 議案第26号平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する
附帯決議（案）**

○議長（小座野定信君）

追加日程第1、発議第1号 議案第26号平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）を議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

9番 中根光男君。

[9番 中根光男君登壇]

○9番（中根光男君）

議案第26号 平成24年度かすみがうら市一般会計予算に対する附帯決議（案）

茨城県は未曾有の大災害として3月11日の東日本大震災の被災地となり、かすみがうら市も激甚災害の指定区域として指定されました。一方、福島県第一原発事故により、安全の再確認、省エネの推進など、これまで類例のない大転換を迫られております。

ご存じのように、本市も被災を受けましたが、市民の多大なご負担とご協力により、これらを克服することができました。そして、迎えた平成24年度は、強い防災体制を築くためにも、乗り越えなければならない課題は、山積しております。これからの行政は、この東日本大震災を教訓とした耐震対策に、力を注いでいかなければなりません。

震災によって、人は一人では生きていけないという、当たり前のことを身をもって知り、支えあう環境を存続すべきであり、また、この経験を風化させないためにも、平成24年度は「かすみがうら市の復興元年」とする必要があります。このような理念により、平成24年度一般会計当初予算は、可決されたところであります。

しかし、当該予算については、さまざまな項目において、憂慮すべき点が、各常任委員会等でも指摘されており、これらを踏まえ、今後、執行にあたっては、これらの審査経緯を十分尊重し、下記の点について要望する。

記

1、平成24年度一般会計予算の執行にあたっては、同年かすみがうら市議会第1回定例会における各議案の議決結果の尊重はもとより、各種決議・請願・陳情等の審査結果についても、これらの趣旨を十分理解し、予算執行にあたられたい。

2、政府の地震調査研究推進本部の地震の発生確率の長期予測を踏まえ、今後、発生確率が高

いであろうとされる大規模地震に備え、市民生活の安心と安全を第一とし、実効性ある防災計画を策定し、併せて、防災訓練により市民の防災意識を向上するように求める。また、災害復興や放射能対策に関する事業の円滑な執行に努めるよう要望する。

3、有事の際の協力団体である「商工会」や「シルバー人材センター」に対する支援策については、それぞれの経営状況を参酌し、適切な措置をするよう求める。特に、「シルバー人材センター」については、市の施設管理業務が、他者に一括委託されれば、運営が危機状況となることから、育成という点から、適切な措置を強く求める。

4、平成23年度の繰越明許費の総額を鑑み、平成24年度にあつては、計画的かつ円滑な予算執行にあたられるよう求める。また、歳出全般において、計画的な執行に努め、3月末に多額の減額措置を講ずることがないように、早期に予算調整をするよう求める。

5、特に、大規模な復興事業については、事前に十分な検討を行い、その上で、事業計画を立案し、議会とも連携を密にして、事業を推進することを求める。

6、環境省の資料（2月公表）では、岩手県のがれき推定量は約476万t（11年分）、宮城県は約1569万t（19年分）という膨大な量であり、がれき処理は被災地にとって復興の1丁目1番地であります。阪神・淡路大震災では約1400万tのがれきが発生し、横浜市などが分担処理を担い、3年で処理した経緯を踏まえ、東日本大震災の復興を日本全体で支えるという観点から、かすみがうら市も構成市との前向きな検討を要望する。

7、保育所の民営化については、民間に移行することによりサービスが落ち込まないように、特段の行政指導を行いつつ、併せて、保護者の安心を得るためにも、行政としての説明責任を果たすことを要望する。

8、長期財政見通しによれば、年々歳入は、減少傾向であるとの予測である。従って、歳入増を図るための成長戦略が必要となることを踏まえ、より一層の英知を結集し、地域振興策を模索するよう要望する。

なお、上記8点の要望事項に対しては、次期定例会招集前までに、文書にてその結果を提出すること。

以上、決議する。

平成24年3月16日、かすみがうら市議会。

○議長（小座野定信君）

これより提案者への質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております附帯決議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

これより発議第1号の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより発議第1号の採決を行います。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、全会一致により発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第27号ないし議案第31号及び議案第37号、議案第33号

○議長（小座野定信君）

日程第3、議案第27号ないし議案第31号及び議案第37号、議案第33号の7件を会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会及び産業建設委員会に付託をしております。

これより常任委員会委員長の報告を求めます。

初めに、文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている議案第27号、議案第28号、議案第31号につきましては、3月2日、5日、7日、9日の4日間、委員会を開催し、教育長並びに各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、議案第27号、議案第28号、議案第31号については可決すべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

次いで、委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

次いで、産業建設委員会委員長 矢口龍人君。

[産業建設委員会委員長 矢口龍人君登壇]

○産業建設委員会委員長（矢口龍人君）

産業建設委員会の審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

本委員会は、平成24年3月2日に付託された議案第29号、第30号、第33号について、3月2日、9日の2日間、議題として、さらに3月8日に追加付託された議案第37号については3月9日に副市長及び各担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果等についてであります。全議案について全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布してあります委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で産業建設委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、議案の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で各常任委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算の討論を行います。反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第27号 平成24年度かすみがうら市国民健康保険特別会計予算、反対の立場で討論に参加をいたします。

国保税が高くて払えないという国保税が年々引き上がることの要因の一つに、被保険者の医療費自然増があります。しかし、国保の財政悪化と国保税高騰を招いている元凶は、国の予算の削減です。国保の総会計に占める国庫支出の割合は、全国的な結果では1984年度の50%から2008年度24.1%に半減しています。当市においても平成18年度国と県支出金合計割合が35.7%から平成22年度では30.9%に減っております。

市長は、茨城県で一番高い国保税を大幅に値下げしますと公約、今年度国保税を近隣市町村並みにするとして税率引き下げを行いました。しかし、一方で所得や資産のない被保険者にとっては増税となる、いわゆる均等割を医療分で4,800円（19%アップ）、介護分で2,000円（25%アップ）、これを引き上げて、それぞれ3万円、1万円といたしました。私は応益割の引き上げは当然だとする市長の方針には反対の立場であります。社会保障として皆保険制度である国保があるのですから、低所得者に重い負担となる均等割額は見直し、もとに戻すべきです。今回の税率改正で、給与所得者の場合を見ると、下がる世帯が1,391世帯で53.62%、上がる世帯が1,200世帯で46.26%、税額では下がる世帯の平均7万2721円であります。一方、上がる世帯、この平均税額は4万5917円となっております。

さらに問題なのは、国保の23年度補正予算でも24年度予算でも国保税の徴収率（現年度分）を90%から88%に引き下げております。このことは今回の引き下げでは徴収率が上がらないという証明ではないでしょうか。

また、特定健康診査等事業費も24年度予算案では356万8000円マイナスであります。実態に合わせると思いますが、健診率の向上で市民の健康管理を促すことも必要ではないでしょうか。23年度は受診目標率を50%としていたのに、平成24年度では41.6%に下がっております。市民の健康保持の観点から、市としてしっかりした目標を持つべきだと考えます。

以上、議案第27号に対する討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第27号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第28号 平成24年度かすみがうら市後期高齢者医療特別会計予算に対して反対の討論を行います。

後期高齢者の健康診査について、受診検査項目をふやし公費負担することについては非常に評価をいたしたいと思っております。心電図、眼底検査、そして貧血検査などであります。

しかし、この制度自体は、75歳以上の高齢者を別の保険制度に囲い込み、医療費の増額と被保

険者増に従って保険料が上がる仕組みになっています。今回も県後期高齢者医療広域連合では保険料の値上げ2.5%、年5万1320円、1,250円アップ、これを決定いたしました。今回の値上げで保険料について当市の予算案は6月に補正するとしておりますが、広域連合の保険料引き上げは、広域連合の決算余剰金21億円、医療費給付費準備基金24億円、県の後期高齢者医療財政安定化基金20億円をすべて取り崩したものではありません。当市の75歳以上の被保険者で年金から特別徴収として可能な方は66.54%であり、その他33.46%の方は普通徴収、いわゆる天引きできない方です。収入が少ない被保険者が多いという実態があるのではないのでしょうか。いずれにしても、年齢で区切って差別する後期高齢者医療制度は直ちに廃止し、もとの老人健康保険制度に戻すべきだと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第29号 平成24年度かすみがうら市下水道事業特別会計予算、反対の立場で討論をします。

特定環境保全公共下水道整備事業費で、今回も加茂地区の工事請負費7,900万円が計上されております。前回も反対を表明いたしました。費用対効果を検証した結果、この事業が行われたものとは思えません。

一般質問でも明らかにしましたが、すべての対象世帯の加入が担保されていないだけでなく、先行投資と言いながら、工業団地内企業の加入についてもいまだはっきりしていません。このような大型公共下水道事業は、市の借金をふやすばかりであり、とても環境保全のためとは言えません。

私は、前回も、下水道を整備しているにもかかわらず加入が進まないのは、現状を無視した大型公共下水道工事を推進した結果だと批判し、下水道事業で今すぐにでもやらなければならないことは、既に整備した区域における加入の促進であると提案し、反対をいたしました。今回もその立場は変わりません。一般会計から繰入金は今でも下水道事業と農業集落排水事業での合計額は7億円を超えております。加入が進まなければまさに垂れ流し状況であります。霞ヶ浦の水質浄化と生活改善につながりません。生活排水対策における公共下水道の全面的な見直しを求めて反対討論いたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第29号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第30号 平成24年度かすみがうら市農業集落排水事業特別会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第30号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第30号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算の討論を行います。

反対討論の通告がありますので、発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第31号 平成24年度かすみがうら市介護保険特別会計予算に対して反対の立場で討論いたします。

私は、介護保険料の大幅引き上げを前提とする予算には賛成できません。

介護保険の導入後、自治体の高齢者施策が介護保険任せ、事業者任せとなる状況が広がり、保健・福祉の機能の低下が各地で指摘されております。今回の第5期介護保険事業計画策定においても、厚労省のワークシートをもとにしたもので、市独自の調査や検討を加えたものになっているか疑われております。予算審議の中でも、全国や茨城県内市町村の調査・統計などをすり合わせ、そして分析したものとはなっていませんでした。

実態調査・意見集約の仕組みを最大限に活用しながら、施設でも在宅でも本当に高齢者・住民の要求にこたえるケア体制の確立を進めることが必要であります。

国は1つに保険料の全額免除、2つに収入に着目した一律減免、3つ目に一般財源の繰り入れは適当ではないという3基準を強調しておりますが、介護保険は自治事務であり、国の指導は単なる助言にすぎません。

保険あって介護なし、ふえ続ける介護難民、介護労働者の劣悪な労働実態などに対する市民の不満に、どうしたら安心できる制度に変えられるかという立場に立った施策が今自治体には求められていると思います。

以上、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第31号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算の討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

議案第37号 平成24年度かすみがうら市水道事業会計予算に賛成の立場で討論をいたします。

使ってもいない水まで負担させないでほしい、この市民からの要望にこたえ、市長は昨年12月議会で、水道の基本料金を引き下げる改正案を提案いたしました。この改正案は、これまで基本水量が10立方メートルだったのをゼロ立方メートルにし、基本料金を従来の半分1,050円にして、使用した1立方メートルごとの従量制に移行するものであります。使用水量9立方メートルまでの方は4,033世帯であり、市全体では3割を超えております。これら市民の負担軽減策となるものであります。私は今ひとり暮らしの世帯がふえている中、今回の水道料金の改正は大いに歓迎されるもので賛成をいたしました。しかし、賛成少数で議会は否決としてしまいました。私は改めて改正の提出を願うものであります。

平成22年度まで水道会計には一般会計から補助金として9,000万円繰り入れしてありましたが、23年度は4,000万円削減し、5,000万円としました。この措置の結果、平成23年度水道事業会計予定損益計算書において、当年度末損益で初めて赤字、1291万2008円となる見通しだということであり、主要な原因は、震災により影響や節水意識の向上で給水収益が昨年度と比較して3,000万円減ることなどが挙げられていますが、一般会計からの補助金をさらに来年度は800万円削減し、4,200万円にするとしています。これでは低廉な水道水の提供が難しくなるのではないのでしょうか。一般会計から補助金の目的には営業助成もあり、特に旧霞ヶ浦町では上水道事業における高料金対策として繰り出し基準に基づいて一般会計から繰り入れされたいきさつもあります。来年度予算案の収益的収入及び支出においては赤字を出さないという決意を当水道事務

所では行っております。

私はこの点を評価し、賛成といたしますが、改めて一般会計からの補助金の増額と、県との実施協定の見直しを要請し、討論といたします。

○議長（小座野定信君）

暫時休憩します。

休 憩 午後 2時43分

再 開 午後 2時44分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

本案は異議があるため、起立により採決いたします。

これより議案第37号の採決を行います。

異議があるため、起立により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長（小座野定信君）

次いで、議案第33号 市道路線の認定についての討論を行います。

初めに、反対討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

次いで、賛成討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより議案第33号の採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決されました。
暫時休憩します。

休 憩 午後 2時45分

再 開 午後 2時57分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

日程第4 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について

○議長（小座野定信君）

日程第4、推薦第1号 農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。
お諮りいたします。

本案は農業委員会等に関する法律第12条2号の規定に基づき、農業委員会の所管に属する事項につき学識経験を有する4名を推薦したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

候補者の決定方法については、選挙に準じた投票方式により行います。

議会運営委員会を開催していただき、選挙に準じた投票方式の実施方法、その他結果の取り扱い等について協議をしていただきました。その協議の結果について、議会運営委員会委員長より報告を求めます。

議会運営委員会委員長 鈴木良道君。

[議会運営委員会委員長 鈴木良道君登壇]

○議会運営委員会委員長（鈴木良道君）

それでは、議会運営委員会より報告申し上げます。

議会運営委員会において、選挙に準じた投票方式の実施方法、その結果の取り扱い等について協議をし、決定した事項について報告をいたします。

1、投票は完全連記投票制で無記名の投票にて行う。2、全員協議会で決定した被投票候補者名簿に基づき、投票用紙にその被投票候補者のうちから4名を記載する。3、有効投票の投票数の多い順に4名を推薦候補者とする。4、推薦候補者を定めるに当たり、投票数が同じであるときはくじで決定する。なお、本人がその場にいない場合は議会事務局職員が代理してくじを引く。5、推薦候補者決定のくじは赤印のあるくじとする。6、投票用紙の形式は議会運営委員会で決定した投票用紙の用紙とし、その形式はお手元に配布した見本のとおりとする。7、上位4名を農業委員会委員推薦（案）とし、議決により決定する。

なお、念のため申し上げますが、その際の議決は機関意思決定の議決事項であることから、過

半数議決により決するものである。

なお、無効となる投票について申し上げます。

1、被投票候補者名簿に記載のない者を記載したもの。2、所定の用紙を用いないもの。3、表面に記載したもの。4、一投票中に5人以上の氏名を記載したもの。5、一投票中に4人未満の氏名しか記載がないもの。6、重複記載したもの。7、他事を記載したもの。8、だれの氏名を記載したかを確認しがたいもの。9、白票。

以上、ご報告申し上げます。

○議長（小座野定信君）

お諮りいたします。

農業委員会委員の推薦については、ただいま議会運営委員会委員長から報告があった方式により、選挙に準じた投票方式により農業委員会委員推薦（案）を作成したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

準備のため、暫時休憩いたします。

休 憩 午後 3時02分

再 開 午後 3時04分

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

投票用紙に記載するための、被投票候補者名はお手元に配布した被投票候補者名簿のとおりで
ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

農業委員会委員推薦（案）作成のため、投票を行います。

議場の閉鎖をお願いします。

[議場閉鎖]

○議長（小座野定信君）

議場閉鎖確認できました。

選挙は投票により行います。

ただいまの出席議員数は15名であります。

次いで投票用紙を配布いたします。

[投票用紙配布]

○議長（小座野定信君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

配布漏れなしと認めます。

次に、投票箱の点検を行います。

[投票箱点検]

○議長（小座野定信君）

異状ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

念のため申し上げます。投票は完全連記投票制で無記名での投票で行います。職員が議席番号と氏名を点呼しますので、投票用紙に被投票候補者の氏名を記載の上、順次投票願います。投票は、議長席に向かい左側から登壇して、投票後、右側へおりてください。

それでは、点呼を命じます。

[事務局長補佐議席番号と氏名を点呼、投票]

○議長（小座野定信君）

投票漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

次いで、議場の閉鎖の解除をいたします。

[議場開鎖]

○議長（小座野定信君）

次いで、開票を行います。

かすみがうら市議会会議規則第31条第2項の規定により、立会人に1番 川村成二君、2番 岡崎 勉君を指名いたします。開票の立ち会いをお願いいたします。

演壇までおいでください。

[開票、計算]

○議長（小座野定信君）

それでは、投票の結果を報告いたします。

投票総数14票。

うち、有効投票14票、無効投票ゼロです。

有効投票のうち、

井 坂 孝 雄 君	13票
市 川 敏 光 君	11票
鈴 木 良 道 君	11票

栗山千勝君 9票
矢口龍人君 4票
飯村恵子君 3票
佐藤文雄君 3票
山内庄兵衛君 2票

以上、合計56票となります。

以上のとおりであります。

その結果、上位4名、井坂孝雄君、市川敏光君、鈴木良道君、栗山千勝君、以上4名の方が推薦候補に決定いたしました。

暫時休憩とします。

休 憩 午後 3時22分

再 開 午後 3時35分

[栗山議員 鈴木議員 退席]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続きまして会議を開きます。

地方自治法第117条の規定により、14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君の退席を求めます。

ただいま議題となっております農業委員会委員の推薦については、投票を実施し、お手元に配布した名簿のとおり推薦候補者が決定いたしました。

お諮りいたします。

農業委員会の推薦については、お手元に配布の名簿のとおり推薦いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

ただいま推薦者が決定しましたので、お手元に配布いたしました名簿を朗読いたします。

かすみがうら市農業委員会委員、議会推薦者。

かすみがうら市深谷190番地、井坂孝雄、昭和27年8月14日生。

かすみがうら市栗田397番地、市川敏光、昭和30年10月7日生。

かすみがうら市下土田、鈴木良道、昭和22年10月4日生。

かすみがうら市柏崎853番地2、栗山千勝、昭和14年9月19日生。

14番 栗山千勝君、10番 鈴木良道君の入場を認めます。

暫時休憩します。

休 憩 午後 3時37分

再 開 午後 3時37分

[栗山議員 鈴木議員 入場]

○議長（小座野定信君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま市長から、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についてないし諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての3件が提出されました。

お諮りいたします。

直ちにこれを日程に追加し、議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、諮問第1号ないし諮問第3号までの3件を直ちに日程に追加し、追加日程第2として議題とすることに決定いたしました。

議案の配布をお願いします。

[議案配布]

追加日程第2 諮問第1号ないし諮問第3号

○議長（小座野定信君）

追加日程第2、諮問第1号ないし諮問第3号までの3件を、会議規則第35条の規定により一括議題といたします。

提案者より提案理由の説明を求めます。

市長 宮嶋光昭君。

[市長 宮嶋光昭君登壇]

○市長（宮嶋光昭君）

ただいま上程されました諮問第1号ないし諮問第3号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましてご説明を申し上げます。

本案は、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますかすみがうら市中志筑1583番地、吉田忠弘氏及びかすみがうら市稲吉東五丁目16番3号、坂本憲志氏のそれぞれの任期が今年6月30日をもって満了となりますことから、適任者で兩名を引き続き委員として推薦したく、また、人権擁護委員としてご活躍いただいておりますわたなべさちこ氏の任期が今年6月30日をもって満了となりますことから、後任として、かすみがうら市下稲吉1293番地2、屋城里子氏を委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づきまして、議会の意見を求めるものであります。

屋城氏は本市職員として長く勤務し、活躍した実績もあり、信頼も厚いことから、人権擁護委員会として適任者であります。承認されますよう、お願いいたします。

○議長（小座野定信君）

これより一括して質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号の3件については、会議規則第37

条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております諮問第1号ないし諮問第3号は、人事案件でありますので、先例により討論を省略して採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、討論を省略して採決することに決定いたしました。

次いで、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

次いで、諮問第3号 人権擁護委員の候補者の推薦についての採決を行います。

本案は諮問のとおり適任として答申することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、さよう決しました。

日程第5 平成23年請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書

○議長（小座野定信君）

日程第5、平成23年請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。

これより総務委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております平成23年請願第9号「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書について、平成23年12月6日、7日、平成24年3月6日、9日に議題とし、請願紹介議員並びに担当部課長の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過の中では、東海村では原子力関連で働いている方が多数いるというように聞いている。廃炉ということになると、この方たちが職を失うことも想定される。その辺を考慮すると、一概にすぐに廃炉がいいということも言えないと思う。現時点でいきなりその全部を廃炉にしろという考えで押し通すことは、実態には合っていないように感じるというような意見があり、趣旨採択の意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布いたしました委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思えます。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

今、東海村では東海第二原発で働いている職員もいるということもあって、いきなり廃炉というのにはいかないんじゃないかというご意見があって趣旨採択だというふうになったと思うんですけども、趣旨採択ということ自体は、どういう行動になるのか、その点についてお尋ねしたいと思えます。

○議長（小座野定信君）

6番、小松崎 誠君。

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

お答えいたします。

この請願に対しては、内容は十分に賛成するに値するけれども、それをそのまま採択というわけにはいかないということで、その趣旨はわかるけれども、採択できないという意味合いがあります。

以上です。

○議長（小座野定信君）

8番 佐藤文雄君。

○8番（佐藤文雄君）

ということは、これは採択はできないという結果になるのかなと思うんですよね。意見書も出さないわけですよね。趣旨は理解できるけれども、採択ができないということになりますと不採択ということになるのでしょうか。

○議長（小座野定信君）

6番 小松崎 誠君。

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

おおむね採択はできないということで、不採択の部類に入るかと思うんですが、ただ、今後検討する余地はあるということで、周りの動向も判断して今後考えていくという意味合いがあります。

す。

以上です。

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、平成23年請願第9号の討論を行います。

本案に対しましては会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

請願第9号 「東海第2原発の廃炉を求める意見書」採択を求める請願書、賛成の立場で討論に参加します。

東海第2原発の再稼働中止と廃炉を求め県内の住民グループなどが取り組んでいる署名が10万人を超えたことについて、橋本昌知事は2月20日の定例記者会見で、「本当に多くの方々が心配していると改めて痛切に感じた。こういった署名があることも十分考慮しながら、県としてどういう方向を目指していくか決めたい」と述べております。福島第一原発から半径20キロ圏内は警戒区域とされ、住民は避難生活を余儀なくされております。東海第二原発からは20キロ圏内に福島の10倍の71万人が暮らしており、国内一の人口密集地帯であります。茨城県庁もこの中に当然入っております。

この前、東日本大震災から1年となるのを機会にして時事通信社が実施した世論調査では、今後原発を廃止すべきと考える人が65%に上ることがわかりました。

今後の原発のあり方については、廃止、推進のどちらでもないというのが21.1%の最多でしたが、4点以下の廃止派は64.9%を占めておりまして、6点以上の推進派は9.1%でした。

原発の安全性については、危険だと評価した人が合計で72.2%に達し、どちらでもないが18.4%、安全だとした人は6.8%であります。

東海第二原発は運転開始から32年が経過し、老朽化によるトラブルも頻繁に起きまして、ついせんだってもこのトラブルが発見されました。

今回のこういう請願については既に土浦市、北茨城市、取手市及び五霞町で採択されて、今年になって8日には阿見町で、15日にはつくば市と筑西市で採択されております。ちなみに、委員会での採択は7日に古河市、15日には牛久市等々、極めてこの廃炉を求める意見書の採択が続いております。

当市においては趣旨採択という非常に判断が難しいところではありますが、私は東海第二原発の廃炉を求める意見書をぜひ提出していただきたいという意味で、ぜひ議員各位の賛同をお願いして討論といたしたいと思っております。

○議長（小座野定信君）

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより平成23年請願第9号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、平成23年請願第9号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第6 請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書

○議長（小座野定信君）

日程第6 請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、総務委員会に付託をしております。

これより委員長の報告を求めます。

総務委員会委員長 小松崎 誠君。

[総務委員会委員長 小松崎 誠君登壇]

○総務委員会委員長（小松崎 誠君）

かすみがうら市議会総務委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

本委員会は、ただいま議題となっております平成23年請願第1号 「緊急事態基本法」早期制定を求める意見書提出に関する請願書について、平成24年3月6日、9日に議題とし、担当部課長等の説明を求め、慎重に審査を行いました。

審査の経過の中では、国において、平成16年に提案されていながらいまだ決定していないという事は、やはり市自治体としては動向を見きわめる必要があると思う。国の問題であるが、間違ふと戦争になりかねないというような懸念もある。慎重に構えるべきではないかというような意見があり、趣旨採択の意見が出され、採決の結果、趣旨採択とすべきものと決定いたしました。

なお、審査の経過並びに概要については、配布いたしました委員会会議録のとおりでありますので、ごらんいただきたいと思います。

以上で総務委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、請願審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、請願第1号の討論を行います。

反対討論の通告がありますので発言を許します。

8番 佐藤文雄君。

[8 番 佐藤文雄君登壇]

○ 8 番 (佐藤文雄君)

請願第 1 号 「緊急事態基本法」の早期成立を求める意見書提出に関する請願について、反対の立場で討論をいたします。

請願は、部隊の移動、私有物の撤去、土地の収用などに手間取り、救援活動がさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大すると述べております。しかし、東日本大震災に出動した消防関係者は、瓦れきの山から一人でも多くの人を救い出すことで支援をしてきたが、法的問題はなかった。火災が発生し、その前が他人の敷地でここを通らなければならない場合や障害物等を壊す場合も現行の消防法でできると述べております。

原発事故への初動対応のおくれは、周辺住民の方々に甚大な放射能を浴びせることになりました。原発であれだけの大爆発が起きたにもかかわらず、政府が流し続けたことは、直ちに健康に影響ありませんというものでした。子どもたちへのヨウ素剤の投与も必要でした。NHKスペシャルは、重大なことは、爆発の事実を政府が直ちに発表しなかったことだ。その結果、地域住民を被曝させたのだ。政府が発表したのは、爆発から 5 時間後だった。しかも、政府は放射性物質が流れる方向を知りながら、そのことを住民に知らせなかった。そのため、放射性物質が流れていく方向に逃げた住民も多かった。何よりもこの避難勧告が 3 キロから 10 キロ、そしてまた 20 キロと、場当たりに変わる政府の発表に問題があったと報道いたしました。初動態勢が問題だというならば、今回の事故では政府の初動態勢のおくれが被害を拡大したわけで、ここにこそ大きな問題がありました。

請願は、昨年来、中国漁船尖閣事件、ロシア閣僚級のたび重なる北方領土訪問、北朝鮮核ミサイルの脅威など、自然災害以外にも国民の生命、財産、安全を脅かす事態が発生していると述べております。海上保安庁のことで言えば、現行法で十分対応できることは十分認識されているところであります。北朝鮮やロシア政府要人などの問題はまさに外交努力によって解決に全力を尽くすことこそ求められております。

今なすべきことは、災害を戦争やテロと同列視し、有事体制を強化することではありません。大規模自然災害や原発事故など、多くの方々の苦難、苦しみの中から学んだ経験を生かし、必要な措置を具体的に急ぐことでもあります。

以上の理由により、私はこの請願に反対であります。そして、改めて復興、そして復旧の支援に全力を挙げることを表明し、討論といたしたいと思っております。

○議長 (小座野定信君)

以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長 (小座野定信君)

討論を終結いたします。

これより請願第 1 号の採決を行います。

本請願に対する委員長の報告は趣旨採択であります。委員長の報告のとおり趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は趣旨採択であります。

委員長の報告のとおり趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、請願第1号は委員長の報告のとおり趣旨採択することに決定いたしました。

日程第7 陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」

○議長（小座野定信君）

日程第7 陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を議題といたします。

ただいまの議題につきましては、文教厚生委員会に付託しております。

これより委員長の報告を求めます。

文教厚生委員会委員長 古橋智樹君。

[文教厚生委員会委員長 古橋智樹君登壇]

○文教厚生委員会委員長（古橋智樹君）

かすみがうら市議会文教厚生委員会の審査の経過並びに結果について、会議規則第39条第1項の規定によりご報告いたします。

ただいま議題となっている陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」を、3月2日、7日、9日の委員会において議題とし、審査を行いました。

なお、7日には総務委員会、産業建設委員会との連合審査会により審査を行いました。審査においては参考人の出席を求め、参考人からの意見等を聴取し、その後各担当部課長等の出席を求め、慎重に審査を行いました。

審査の結果、陳情第4号につきましては採択をすべきものと決しました。

なお、審査の経過、概要につきましては、委員会会議録のとおりでありますのでごらんいただきたいと思っております。

以上で文教厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（小座野定信君）

これより委員長に対し、陳情の審査の経過並びに結果についての質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

質疑なしと認めます。

以上で委員長に対する質疑を終結いたします。

次いで、陳情第4号の討論を行います。

本陳情に対しましては、会議規則第51条の規定により、通告のあった賛成討論から発言を許します。

初めに、8番 佐藤文雄君。

[8番 佐藤文雄君登壇]

○8番（佐藤文雄君）

陳情第4号 陳情書「市施設等の継続契約のお願いについて」、賛成の討論をいたします。

シルバー人材センター補助金を今年度は50万円削減をいたします。一方、今年度はあじさい館の管理運営業務を一方的に半年契約とし、民間企業に一括委託されました。来年度はこれを一層拡大するという、こういう問題からこの陳情書が出たものと考えられます。

連合審査で明らかになりましたが、4月から実施する上で契約等の具体的段取りスケジュールも未定だということでもあります。行政サービスの空白は許されません。いずれにしても、シルバー人材センターは高齢者等の雇用の安定等に関する法律に定められた地域ごとに設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を請負・委任の形式で行う公益法人社団であります。陳情にありますように、当市の施設管理業務等がすべて外部の業者によって一括委託されれば、シルバー人材センターの運営が危機的になることは明らかであります。それは公共的なこの仕事が30%を占めていることにもあらわれております。したがって、この市施設等の継続契約のお願いについての陳情に賛成をいたします。

以上です。

○議長（小座野定信君）

次に、2番、岡崎 勉君。

[2番 岡崎 勉君登壇]

○2番（岡崎 勉君）

私は、陳情第4号について賛成の立場から賛成討論を行います。

シルバー人材センターは高齢者が働くことを通じて生きがいを得るとともに、地域社会の活性化に貢献する組織であり、高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき発足いたしました。市はこれらを受け、総合計画や地域福祉計画等においてシルバー人材センターへの支援について明確に方向性を示しております。しかし、これらの趣旨とは異なった予算の執行がなされるのではないかとの危惧から陳情の提出に至ったとのことでもあります。

確かに、財政的な効率性を追求することもある一面は必要であります。しかし、3月11日の大震災の教訓を踏まえれば、市と各組織が協力、連携し合っこそさまざまな苦難を乗り越えられるものであり、このような連携を構築していくことこそ最優先すべきが、行政の使命ではないでしょうか。この点については県内のどの市においても、単に雇用の確保のみならず、まちづくりの観点からシルバー人材センターの支援を行っているものであると確信いたします。また、調べたところでは2010年鳩山政権の行政審議会において、シルバー人材センターの委託が審査対象となり、その結果は予算要求の縮減であり、民間委託に全面的に切りかえるべきという結論には至っておりません。

最後に、我々議会がこの陳情を全会一致で採択したとしても、執行権は市であります。だからこそ、審査においてこのような切実な状況であることを真摯に受けとめ、我々がなすべき賛否によって強く執行部に再考を促すことが議員としての職責であり、これによって何らかの打開の道が開ければという期待を持って討論するものであります。議員各位におかれましては、シルバー

人材センターの置かれている現在の立場をご参酌いただき、ご賛同いただけるよう心より切にお願い申し上げます、賛成討論とさせていただきます。

以上です。

○議長（小座野定信君）

ほかに討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

討論を終結いたします。

これより陳情第4号の採決を行います。

本陳情に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

本陳情は委員長の報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

[「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

異議がございますので、起立により採決を行います。

本案に対する委員長の報告は採択であります。

委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（小座野定信君）

起立多数であります。

よって、陳情第4号は委員長の報告のとおり採択されました。

日程第8 閉会中の継続審査について

○議長（小座野定信君）

日程第8、閉会中の継続審査についてを議題といたします。

産業建設委員会委員長及びマル福制度の改正を検証するための特別委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

日程第9 閉会中の所管事務調査について

○議長（小座野定信君）

日程第9、閉会中の所管事務調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長より、お手元に配布したとおり、閉会中の所管事務調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小座野定信君）

ご異議なしと認め、委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査とすることに決定いたしました。

○議長（小座野定信君）

これにて、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

それでは、これをもちまして平成24年かすみがうら市議会第1回定例会を閉会いたします。

会期19日間にわたる慎重なるご審議、ご苦労さまでございました。

閉会。

閉 会 午後4時09分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

かすみがうら市議会議長 小 座 野 定 信

かすみがうら市議会副議長 中 根 光 男

かすみがうら市議会議員 小 松 崎 誠

かすみがうら市議会議員 加 固 豊 治

かすみがうら市議会議員 佐 藤 文 雄